

畿央大学障害学生支援に関する指針

1. 背景

平成 18(2006)年に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」に日本は平成 26(2014)年に批准した。そして、その流れを受けて平成 28(2016)年に障害者差別解消法が施行され、障害のある者に対する「合理的配慮」の提供が法的義務となった（私立大学には当初は「努力義務」が課されていたが、差別解消法の改正により「法的義務」となった）。つまり、障害や疾病のある学生や教職員に対する支援や配慮は「善意の問題」ではなく「法令遵守の問題」になったといえる。

「合理的配慮」の提供において論点の 1 つとなるのが「公平性」である。つまり、他の学生が受けていない配慮を特定の個人だけが受けることの妥当性の明示が求められることになる。ここで注意しなければならないことは、「特定の個人に対して特別な配慮を行なうこと」が必ずしも不公平につながるわけではないということである。障害や疾病によって学業上の困難性を抱える者は、既に不平等な状況にあるといえる以上、その不平等を是正して初めて「公平」になりうるのである。

2. 目的

この指針は、畿央大学（以下「本学」という。）が、建学の精神および教育理念に則り、「障害者の権利に関する条約」、「障害者基本法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）および「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（以下「対応指針」という。）に基づき、障害を理由とする差別解消に取組み、障害の有無にかかわらず平等に教育・研究に参加・活動できるよう機会の確保に努めるとともに、その学生生活に対して適切な支援をはかることに関し、必要な事項を定める。

3. 定義

この指針および本学関連規則等において、各用語を次のように定義する。

(1) 障害学生

障害学生とは、障害者基本法第 2 条第 1 項に規定する障害者、すなわち「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」であり、かつ本学に入学を希望するものおよび在籍する学生をいう。

(2) 合理的配慮

合理的配慮とは、「障害者の権利に関する条約」第 2 条に規定する、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権および基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更および調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失したまたは過度の負担を課さないもの」をいう。

4. 役職者および職員（教育職員および事務職員、以下同じ。）の責務

本学の役職者および職員は、次の各号に掲げる責務を負うものとする。

- (1) 学長は、障害学生の学修の権利を保障していくために、全学的な支援を推進するための具体的な方策を講じなければならない。
- (2) 学部長・学科長は、本学が取り組む具体的な支援について積極的に実施・指導しなければならない。
- (3) 職員は、合理的配慮を行ない、具体的な支援を実施しなければならない。

5. 組織体制

この指針に関する組織体制と役割については、次の各号のとおりとする。

- (1) アクセシビリティ支援委員会（以下「委員会」という。）は、別に定める委員会規程に基づき支援の対象となる学生の相談、支援、調整を行なうものとする。詳細については、別途定める運用規則に基づいて対応するものとする。
- (2) 学生支援センターは、障害による学修上の困難の相談または支援の窓口として、アドボケート（権利等を代弁する役割）を果たすよう努めなければならない。そして委員会につなぐ役割を果たすものとする。

6. 支援の対象

支援の対象については、次の各号のとおりとする。

- (1) 対象者の範囲
支援の対象者は障害学生のうち、本人等が支援を受けることを希望する者。（以下「支援障害学生」という。）
- (2) 支援の条件
障害者手帳や医師の診断書等を提示すること。ただし、提示することが困難な場合はこの限りではない。
- (3) 支援の範囲
入学試験、修学支援、就職活動等に関する全ての事項
- (4) 相談窓口
【入学前】入学センターおよび学生支援センター
【入学後】学生支援センター

7. 支援の方針

支援の方針については、次の各号のとおりとする。

- (1) 事前的改善措置
本学は、学内規程、組織等を含むハード・ソフトの両面での環境の整備に努める。ただし、本学が過重な負担にあたると判断した場合には、支援障害学生に対して理由を説明して理解を求め、他の実現可能な措置を提案することがある。
- (2) 建設的対話
本学は、支援障害学生の意志を尊重しつつ、当該支援障害学生と本学が相互に現状を把握し、共通理解をはかった上で、より適切な合理的配慮の内容を決定するための話し合いを行なう。
- (3) 情報公開
障害者差別解消法等に基づき、本学における支援障害学生の支援体制に関する規程等の公表に努める。
- (4) 連携
本学は、支援障害学生の関係者とも協力し合い、必要に応じて学外の関係機関および専門職との連携をはかる。

(5) 個人情報保護

支援障害学生を支援する上で知得た個人情報は、「学校法人冬木学園 個人情報の保護に関する規程」の規定に基づき厳重に管理する。ただし、守秘義務を遵守しつつ、支援者間での個人情報の共有を行なう場合がある。その場合は、本人の同意を得るものとする。

8. 支援の手続きとその過程

面談、支援内容の決定に関する過程は、次の各号のとおりとし、関係機関の支援過程等については、別に定める。

- (1) 支援障害学生に対する支援は、原則として、本人と大学との間で十分な合意形成・共通理解をはかった上で決定する。
- (2) 成績評価については、障害の有無・程度にかかわらず学内基準に基づいて行なう。

9. 啓発・情報発信について

本学は、本学に在籍する障害学生および入学を希望する受験生のうち障害のある者に対して、支援方針や相談体制等十分な情報提供に努める。また、全職員に対して、必要な研修・啓発に努める。

10. 改廃

この指針の改廃は、教授会の議を経て学長が行なう。

以 上